

消費生活相談員の仕事に興味がある方、
資格はあるけれど現在消費生活相談業務に就いていない方へ

無料！

消費生活相談員実務の “今”を知るための講座

消費生活相談の実務に求められる実践的知識やスキルを学んで、
消費生活相談員として働くことを考えてみませんか。

	オンライン&対面講座（全6日間） (令和6年度消費者庁「消費生活相談員担い手確保事業」プログラムB)
対 象	<ul style="list-style-type: none">・消費生活相談員に興味があり、現在、消費生活相談業務に就いていない方（受講時点での資格の有無は問いません。）・滋賀県および隣県にお住まいの方 <定員：全国で300人>
講座内容	1. オンライン生配信【座学型】（3日間） [日 時] 10月26日(土)、11月2日(土)、11月9日(土) 10～17時の間を予定 [内 容] 事例中心の実務に即した8講座 賃貸住宅関連／訪問販売／マルチ関連／ネットトラブル／ 美容関連 など 1講座90分×1日2～3講座
	2. 対面講座（1日） [日 時] 11月17日(日) 13時～16時半頃（予定） [会 場] 彦根勤労福祉会館（彦根市大東町4-28） ※ほか全国計12地域で開催されますが、近畿では滋賀県のみ。 [内 容] 啓発講座の紹介（60分）、事例検討等（120分）
	3. オンライン生配信【参加型】（2日間） [日 時] 12月7日～2月8日の土曜日のうち指定された2日間 [内 容] ロールプレイング（90分/日×2回）
申込期間 ・ 申込 フォーム	9月4日（水）～9月18日（水） お申し込みは右記QRコードまたは下記URLから https://questant.jp/q/programb



受講に当たっての注意事項があります。裏面をご確認ください。

講座内容等について詳しくお知りになりたい方は下記までお問い合わせください。

- ▶ 一般財団法人 日本消費者協会（消費者庁からの受託事業者）
【専用ヘルプデスク】メール：2024soudanin@ai-spt.jp

受講にあたっての留意事項

- ▶本講座は消費生活相談員資格試験の合格や消費生活センター等への就職を約束するものではありません。
- ▶本講座の受験料は無料ですが、通信料、交通費、試験受験料は自己負担となります。
- ▶レジュメは各自でダウンロードしてご用意いただきます。
- ▶受講にはパソコンやスマートフォンが必須となります。端末はご自身でご用意ください。
- ▶本講座は消費者庁から委託を受けた一般財団法人日本消費者協会が実施します。受講者には本講座および消費生活相談員試験の受験状況等に関するアンケートにご協力いただきます。

消費生活相談員ってこんな仕事です

- 消費生活相談員
INFORMATION
BOOK
(パンフレット)



- 消費生活相談員
PR動画



- 消費生活相談員
インタビュー
動画



▶ 年齢不問で県や市町の消費生活センターで働くことができます。

- 年齢に関係なく専門職としてスキルアップしながら働き続けることができます。
※就職するには各自治体の採用試験に合格する必要があります。

こんな人材を求めています

コミュニケーション力がある方

- ・相談者から丁寧にトラブルの内容を聞き取り、相談者の立場に立って、アドバイスを行います。

交渉力がある方

- ・若者や高齢者など自力での交渉が難しい場合、相談者と事業者との間に立って交渉（あっせん）を行います。

消費者問題に関心がある方

- ・相談や啓発活動を通じて消費者被害の救済や未然防止を図ります。
- ・相談事例が悪質事業者の指導や法改正につながることもあります。

新たな知識を学ぶ意欲のある方

- ・消費者保護の法律に基づいて、消費者に助言し、問題解決を図ります。
- ・法改正や新たな悪質商法の手口に対応するため、日頃から研修などを通じたスキルアップが求められます。